

仕様書件名：目達原宿舎 1 号棟他受水槽等内部清掃

件 名	目達原宿舎 1 号棟他受水槽等内部清掃			図面番号	1/2
図 名	表 紙			縮 尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長	給排水係	設計者
					
九州補給処総務部管理課				作 成 年 月 日	8.8.18

仕 様 書

1 件 名 目達原宿舎1号棟他受水槽等内部清掃

2 場 所

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野630-2 | 目達原宿舎1号棟 |
| (2) 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野790-2 | 目達原宿舎2号棟 |
| (3) 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7 | 立野宿舎 |
| (4) 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲字松原2496-1 | 大曲宿舎 |
| (5) 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2215-47 | 九反田宿舎 |
| (6) 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2727-1 | 上峰宿舎B棟 |
| (7) 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2986-3 | 上峰宿舎C棟 |

3 宿舎及び高置水槽等の容量

宿舎名	受水槽の容量	高置水槽の容量	材 質	槽 数
目達原宿舎1号棟	20 t	3 t	FRP	1 槽
目達原宿舎2号棟	25 t		FRP	2 槽
立野宿舎	15 t	3 t	FRP	1 槽
大曲宿舎	30 t		FRP	2 槽
九反田宿舎	25 t		鋼 材	2 槽
上峰宿舎B棟	32.2 t		FRP	2 槽
上峰宿舎C棟	15 t	3 t	FRP	1 槽

4 一般事項

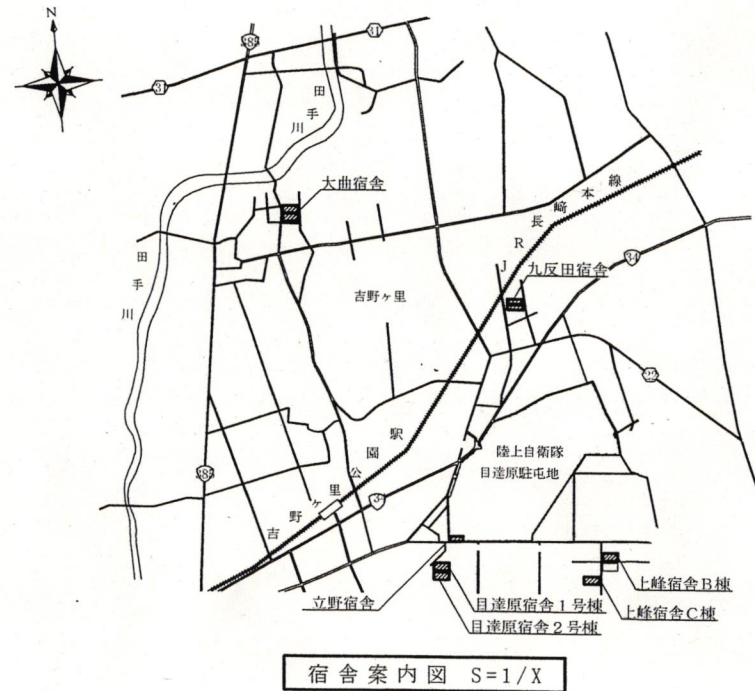
- (1) 本役務は「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」を適用する。
- (2) 請負者は関係諸法規を厳守し、清掃の円滑なる進捗を図るとともに、その管理・運営については、請負者の責任において実施する。
- (3) 請負者は本役務にあたり、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従う。
- (4) 請負者は本役務実施の際は、安全管理に十分注意して事故防止に努め、本仕様書に明記無き事項についても、施工上当然すべき事項は実施すること。

5 特記事項

- (1) 清掃実施時期は、令和8年10月5日から8日までの間で行うこと。細部については監督官と調整するものとする。
- (2) 清掃はタンク内の沈殿物及び、浮遊物並びに壁面等に付着した物質を洗剤及び高圧洗浄機を用いて除去し洗浄する。
壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ適切な方法で行う。特に金属部分の錆等は、ワイヤーブラシ等を用いて完全に除去し洗浄すること。
洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排出する。清掃終了後、水道引込管内等の停滞水やもらい錆等がタンク内に流入しないよう注意すること。
- (3) 清掃終了後、塩素剤を用いてタンク内の全壁面、床及び天井の下面に高圧洗浄機等を用いて噴霧による消毒を2回以上行う。消毒終了後30分以上経過してから、水の注水を開始すること。
- (4) 清掃については、1700時までに終了できるよう人員及び十分な器材等を確保し配置すること。
また、高置水槽の清掃は受水槽の清掃と同じ日に実施すること。
- (5) 受水槽及び高置水槽内の水張り終了後、宿舎内より監督官立ち会いのもとで水道法第20条の規定に基づく9項目及び亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・残留塩素を含む水質検査（12項目）を実施すること。

6 その他

- (1) 工程及び使用器材等の写真は、着工前、各工程、完了及び監督官の指示するところを撮影し1部提出すること。
尚デジタルカメラの電子データ等は検査終了後、請負者の責任において確実に消去するものとする。
- (2) 着工前に作業員の腸内病原菌検査結果書（6ヶ月以内のもの）を1部提出すること。
- (3) 本清掃における責任者は、清掃業務に必要な資格等の写しを1部提出すること。
- (4) 本清掃において、受水槽及び高置水槽容量の80%分の水道料金を請負業者が負担すること。
その際、事前に貯水槽清掃用水使用届を各宿舎毎に1部作成し、関係所掌に提出するとともに、その写しを官側に提出するものとする。
- (5) 本清掃において、宿舎内の電気・水道を使用することは原則的にできない。
使用した場合は、その料金を請負業者が負担すること。
- (6) その他の提出書類は、監督官の指示によるものとする。



件 名	目達原宿舎1号棟他受水槽等内部清掃				
図 名	仕 様 書				
縮 尺		図 面 号	2 / 2	作 成 日	8.8.18
陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部管理課					